

〔参考資料〕 制度・用語等の解説

(案)

アクションエリア（防災性向上重点地区）（資料 3 : P9）※

平成 11 年度に策定した防災まちづくり計画において、老朽住宅密集市街地のうち、重点的に防災性の向上をはかるべき市街地として指定された区域（約 3,800ha）。老朽住宅の建替を促進するため、融資助成制度等において要件の緩和等を実施している。

温室効果ガス（資料 3 : P12）

地表から放射された赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称であり、京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）の 6 種類の気体が排出量削減対象と定められている。

景気動向指数（資料 3 : P16）

景気動向を敏感に反映する複数の指標の前月からの変化率を平均し、累積したうえで 1 つの指数に合成したもの。数値の振れの大きさは景気変動の勢いを表す。

先行指数は新設住宅着工床面積や実質機械受注、新規求人数、東証株価指数など 12 系列から成る。一致指数は鉱工業生産指数や中小企業売上高、大口電力使用量、有効求人倍率など 11 系列から成る。

建築着工統計調査（資料 3 : P4）

建築基準法第 15 条第 1 項の規定に基づく工事届けを集計してその結果を公表するもので、全国の建築物の動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とした統計調査。

高齢化率（資料 3 : P2）

65 歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合。一般に高齢化率が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と呼ばれる。

合計特殊出生率（資料 3 : P1）

1 人の女性が一生涯に平均何人の子どもを産むのかを示した数値。15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計することにより算出される。

最低居住水準（資料 3 : P4）

平成 18 年 9 月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において定められた、世帯人数に応じた、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。

単身者…25 m²、2 人以上の世帯…10 m²×世帯人数+10 m²

〔 世帯人数は、3 歳未満の者は 0.25 人、3 歳以上 6 歳未満の者は 0.5 人、6 歳以上 10 歳未満の者は 0.75 人として算定 〕

※各制度・用語等の見出し右側のページ番号は、本文における初出のページ番号を示す。

11 回落選者特別措置制度（資料 3 : P6）

市営住宅（公営・改良）の一般募集での 11 回以上の落選実績の保有者に対し、希望区内の住宅を優先して斡旋する大阪市の独自制度。

住宅需要実態調査（資料 3 : P8）

住宅・土地統計調査にあわせて 5 年に一度全国で実施される統計調査。住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住み替えの実態、住み替え・リフォームの意向といった住宅に関する需要動向等を把握することを目的としている。

なお、平成 20 年度調査からは、住生活基本法の制定をうけ、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するため、名称を「住生活総合調査」と変更し、調査方法や内容についても大幅な見直しを行っている。

住宅・土地統計調査（資料 3 : P3）

5 年に一度全国で実施される統計調査。住宅及び住宅以外で人が居住する建物の実態、土地の保有状況の実態等を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的としている。

平成 20 年調査は、平成 21 年 7 月に速報集計結果が公表され、平成 22 年 3 月頃に確報集計結果の公表が予定されている。なお、速報集計による速報値は、確報集計による確定値とは必ずしも一致しない。

住まい情報センター（資料 3 : P10）

市民が住まいや暮らしに関する様々な情報を、迅速かつ的確に入手することができる総合的な住情報サービス拠点。大阪市内の住宅に関する各種情報サービスの集約化により市民サービスの向上を図るとともに、住まいに関する総合やセミナー・シンポジウム等の普及啓発事業などを実施。

特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（資料 3 : P9）

国の都市再生における密集住宅市街地の整備方針も踏まえ、平成 14 年度に、アクションエリア（防災性向上重点地区）のうち、特に優先的な取り組みが必要であると指定された区域（約 1,300ha）。民間老朽住宅建替支援事業や狭あい道路拡幅促進整備事業、まちかど広場整備事業等を重点的に実施している。

都心 6 区（資料 3 : P1）

都心部に位置する北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区の 6 区。

熱帯夜（資料 3 : P13）

夜間の最低気温が 25 度以上であること。

バリアフリー化（資料 3 : P4）

住宅等を建設する際、高齢者等の身体的特性に配慮して、床の段差解消や手すりの設置、福祉型エレベーターやスロープの設置など、高齢者等が支障なく使えるように設計すること。

国土交通省では住宅・土地統計調査をもとに、「手すり（2ヶ所以上）」又は「段差のない屋内」に対応した住宅の率を「一定のバリアフリー化率」とし、「手すり（2ヶ所以上）」「段差のない屋内」「廊下幅が車椅子通行可」の全てに対応した住宅の率を「高度のバリアフリー化率」として集計している。

ヒートアイランド現象（資料 3 : P12）

都市の気温が周辺部より著しく高くなる都市独特の局地的気候。等温線を描くと都市部が巨大な熱の島のようにみえることから名づけられた。自動車や建物から放出される多量の熱や、アスファルトなどで地表が覆われているため水分蒸発等による温度低下が望めないことなどが原因とされる。

不燃領域率（資料 3 : P10）

市街地の燃えにくさを示す指標であり、40%以上あれば大規模地震の発生時に同時多発火災が発生しても、市街地大火への拡大が抑制されるとされている。

家賃減免制度（資料 3 : P6）

市営住宅の入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき、災害により著しい被害を受けたとき、失職及び病気等の事由により著しく生活が困難なときに、決定家賃に関わらず家賃を減免する制度。

ワンルーム形式集合建築物指導要綱（資料 3 : P5）

いわゆるワンルームマンションの建築に伴う紛争の防止と良好な居住環境の確保を図る観点から、建築計画、管理体制、維持管理に関する事項について指導基準を定めた要綱。

本要綱では、一区画ごとに浴室（シャワー室を含む）、便所及び台所（ミニキッチンを含む）を設けた形式の住宅、並びに便所または台所（ミニキッチンを含む）を設けた事務所等で、かつ住戸の面積が 35 m²以下のものを「ワンルーム形式住戸」とし、地上 3 階以上かつワンルーム形式住戸数が 20 戸以上の建築物を計画する際には建築確認申請前に事前協議を、それ以外の建築物でワンルーム形式住戸を含む建築物を計画する際には届出を行う旨を定めている。